

浅口市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
浅口市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 4
5. 関連する取組、今後のフォローアップ・・・・・・・・ 7

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立するために策定するものである。

浅口市の教育目標である「郷土あさくちを愛し、心豊かにたくましく、未来を拓く人づくり」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。働き方改革を通じて、教職員が業務を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

浅口市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、浅口市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本市の現状

本市では、教育職員の業務量の適切な管理を行うため、令和2年3月に浅口市立学校管理規則を一部改正し、教育職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として定め、超過勤務の縮減と児童生徒と向き合う時間の確保をめざして取り組んできた。

これまでの取組として、校務支援システムや学校用グループウェアを導入し、勤務時間管理の徹底を図った。また、全校に保護者連絡アプリを導入したり教師業務アシスタントの全校配置をしたりして、様々な取組を実施してきた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月30.1時間	24.6%	1.7%
中学校	月42.2時間	39.3%	8.2%

時間外在校等時間が45時間を超える職員が中学校では39.3%と多くなっている。中学校では、月80時間を超える割合も高く、部活動指導等の業務の負担が大きくなっており、土日の部活動の活動停止、平日部活動の地域展開等を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月当たりの時間外在校等時間が45時間以内となっている教職員の割合を100%にする。
- ・1年間(年度)における月当たりの時間外在校等時間の平均時間を30時間以内にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・勤務実態調査において「現在、仕事に『働きやすさ』を感じている」と回答した教育職員の割合を80%以上にする。
- ・勤務実態調査において「現在、仕事に『働きがい』を感じている」と回答した教育職員の割合90%以上を維持する。

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

※【 】は岡山県教育委員会から示されている「令和7～10年度学校における働き方改革重点取組」との関連を示している。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①関係）

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。【意識・外部】
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。【意識・業務】

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。【外部】
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。【外部】

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整について、地域学校協働活動推進員等が中心となって行う。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。【意識・外部】

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・保護者に対して、相談窓口の周知徹底を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。【外部】

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。【校務】

- ◆ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）
・教育委員会と連携を図りながら、ICT支援員が中心となって行う。【外部】

- ◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。【部活】

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教師業務アシスタントを全校に配置する。【外部】
- ・ICT等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。【校務】

- ◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療若しくは福祉に関する専門人材による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあつては、教育支援センターと連携をしながら効果的な支援を促進する。【外部】

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。【業務】
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。【業務】

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に当該職員が申し出た場合、医師による面接指導を実施する。
- ・ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息時間）の確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題の早期発見・適切な対応を図るため、心身の健康問題に関する相談窓口を継続する。
- ・ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に7日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、浅口市のHPで公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告する。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している学校用グループウェアの出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果等から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ

本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、理解を得られるように取り組む。